

# 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人エイジング総合研究センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京中央区に置く。

2.この法人は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、高齢化社会に関する調査及び研究を行い、並びに高齢化社会に関する知識の普及及び啓発等を図り、もってわが国の高齢化対策の促進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)人口高齢化に伴う諸問題及びその対策に関する学際的研究及び調査。
- (2)高齢化社会に関する研修、講習会等の開催。
- (3)高齢化社会に関する出版物の刊行、教材制作等。
- (4)高齢化社会に関する知識の普及。
- (5)高齢化社会対策に関する国内及び海外の情報の収集及び提供。
- (6)高齢化社会対策に関する国際協力。
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの。

### (会費)

第6条 普通会員は、次の各号に該当する会費を納入しなければならない。

- |               |    |             |
|---------------|----|-------------|
| (1) 個人        | 年額 | 6,000 円以上   |
| (2) 法人(団体を含む) | 年額 | 100,000 円以上 |

- 2.賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3.特別会員は、会費の納入義務はないものとする。

#### (入会)

第7条 普通会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書により理事長に申し込まなければならない。

- 2.理事長は、入会申込を理事会に諮り、入会の可否を本人に通知するものとする。

#### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3)死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4)2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。

#### (退会)

第9条 普通会員及び賛助会員は、退会届を理事長に提出して退会することができる。

#### (会員の除名)

第10条 会員がこの法人の名誉を棄損し、又はこの法人の定款若しくは規則に違反したときは、総会において3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第11条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の種類)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 15名以上25名以内。
- (2)監事 2名以内。

- 2.理事のうち、1人を理事長、2人以内を専務理事とする。

#### (役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において普通会員の中から選任する。

- 2.理事長及び専務理事は、理事会において互選する。

3.理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4.理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

5.監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2.専務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を総括し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3.理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4.監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2.補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3.役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2.役員には費用を弁償することができる。

3.前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会種別)

第18条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第19条 総会は、普通会員をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第21条 定期総会は、毎年5月に開催する。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 普通会员の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があつたとき。
- (3) 監事から開催の請求があつたとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。

2.理事長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第24条 総会は、普通会员の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席普通会员の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第26条 止むを得ない理由により総会に出席できない普通会员は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の普通会员を代理人として表決を委任することができる。

2.前項の場合における前2条の規定の適用については、その普通会员は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 普通会员の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合)

にあつては、その旨を付記すること。)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(29条 理事会は、次の事項を議決する。

(1)総会で議決した事項の執行に関する事項。

(2)総会で付議すべき事項。

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2.理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会には第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「普通会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 評議員及び評議員会

( 評 議 員 )

第33条 この法人に、評議員を置くことができる。

2.評議員は、総会の議決に基づき、普通会員の中から20人以上50人以内を選任し、理事長がこれを任命する。

3.評議員は、役員を兼ねることができない。

4.評議員には、第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2.評議員会は、会務について理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。

3.評議員会は、理事長が書面をもって招集する。

4.評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5.評議員会は、第24条、第25条、第26条及び27条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「普通会員」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 顧問

(顧問)

第35条 この法人に、顧問を置くことができる。

2.顧問に関する事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)会費

(2)寄附金品

(3)助成金等受託金

(4)事業に伴う収入

(5)財産から生ずる収入

(6)その他の収入

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(財産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決をもって定める。

(事業計画及び予算書)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算書は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第 41 条 この法人の事業報告及び収支計算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、資産の総額に変更を生じた場合には 2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後 3 か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2.事務局の職員は、理事長が任免する。

3.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 45 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かななければならない。

(1)定款

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書

- (4)許可、認可等及び登記に関する書類
- (5)定款に定める機関の議事に関する書類
- (6)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7)資産及び負債の状況を示す書類
- (8)その他必要な帳簿及び書類

## 第 10 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において普通会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第 47 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散する。

### (残余財産の処分)

第 48 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において普通会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 11 章 補 則

### (委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1.この定款は、この法人の設立許可があった日(昭和 60 年 3 月 30 日)から施行する。

制定:昭和 60 年(1985 年)3 月 30 日

改正:平成 5 年(1993 年)6 月 23 日

改正:平成 13 年(2001 年)6 月 6 日

改正:平成 16 年(2004 年)5 月 27 日